

●介護予防サービス

介護予防訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、介護予防を目的とした入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
介護予防訪問看護	疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。
介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションをします。
介護予防訪問入浴介護	居宅に浴室が無い場合や、感染症などの理由から、その他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴が提供されます。
介護予防居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。
介護予防通所介護	通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティ)を提供します。
介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設や医療機関などで、食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティ)を提供します。
介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
介護予防短期入所療養介護	老人保健施設や病院などに短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。
介護予防福祉用具貸与	歩行器などの福祉用具のうち介護予防に資するもの(厚生労働大臣の定めるもの)の貸与
特定介護予防	排泄用具や入浴用いすなど貸与になじまない用具の購入費を支給します。(病院・施設等に入院・入所中に購入したものは対象外です。)
福祉用具販売 (介護予防福祉用具購入費の支給)	特定福祉用具販売業者として都道府県の指定を受けた事業者から特定介護予防福祉用具を購入した場合に限り支給されます。
介護予防住宅改修費の支給	手すりの取り付けや床段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。 * 改修前に申請し必要と認められた部分のみ支給の対象となります。 * 被保険者の身体状況、住宅の状況等に照らし市町村が必要と認める改修であること

●地域密着型介護予防サービス

介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら、5～9人単位で共同生活をする住宅です。 ※要支援1の方は利用できません。